

オンライン授業における 著作権対応について

2021年7月12日

京都橘大学
教育開発・学習支援室



内容

1. はじめに
2. 改正著作権法第**35**条のポイント
3. 学生への注意喚起について
4. まとめ



内容

1. はじめに
2. 改正著作権法第35条のポイント
3. 学生への注意喚起について
4. まとめ



1. はじめに

●多くの授業がオンライン化

⇒コロナが収まって、必要に応じてICTを活用した授業は継続実施されるだろう。

●著作権に対する不安

- ・どこまで教材に使っていいの？
- ・そもそも、配信していいの？
- ・学生はどこまでわかっているの？

ICTを活用した授業を、安心して開発・実施するために必要な最低限のポイントをおさえる。



内容

1. はじめに
- 2. 改正著作権法第35条のポイント**
3. 学生への注意喚起について
4. まとめ



2. 改正著作権法第35条のポイント

(2018年改正、2020年4月28日施行)

※太字、下線は筆者

<条文> 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。



言葉の補足説明

必要と認められる限度	その必要性を説得力をもって客観的に説明できることが重要。 (複製配布⇒「見ておいて」のレベルでは×/クラスサイズを超えた複製×)
複製	板書、模写、模造、手書きコピー、コピー機によるコピー、スキャナを用いたデータ化、データのコピー、テレビ番組のハードディスクへの録画、投影物の撮影等
公衆送信	授業おける教員等と履修者等間の送信は、これに該当すると考えられる。
著作権者の利益を不当に害すること	<ul style="list-style-type: none">・市販の問題集やワークブック、ドリルを複製して提供する。・市販のソフトを複製して提供する。・著作物全体を利用する。複数回に分けても×。(※ただし、短文言語著作物や、絵画・写真、論文等は全体利用の必要性があり、その限りでないことも多い)・LMSを利用せず、受講生以外も閲覧できるようなオープンな状態で配信する。(大規模公開オンライン講義も×)



未だグレーゾーン

① 著作物レンタルや、デジタルサービス（デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス等）、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等のうち、**教育利用であるか否かに関わらず複製、公衆送信して利用することが禁止されていることを定めている契約**を、それぞれのサービスを提供する者との間締結した場合において、当該契約により入手した著作物を利用すること。

② **コピーやアクセスの制限をかけられた著作物の複製**又は公衆送信利用。

例) B l u - r a y D i s c / D V D などの映画の著作物等

上記2項目については、本フォーラム内に著作権関係有識者専門ワーキング・グループを設置し、検討している。

内容

1. はじめに
2. 改正著作権法第35条のポイント
- 3. 学生への注意喚起について**
4. まとめ



3. 学生への注意喚起について

●学生には以下の注意喚起がポータルサイトから配信されている（2021年6月18日付）

- ・ダウンロードした授業資料を、授業の範囲を超えてSNS等で公開・配布することは**禁止**
- ・授業の録音録画は**教員への確認が必要**
- ・録音録画した授業を教員に**無断で公開・配布することは禁止**

オンライン授業の配布資料（動画含む） の著作権の尊重について

情報化社会では、著作権を守ることがきわめて重要になっています。著作権は販売されている書籍や動画だけでなく、皆さん自身が書いたノートや手紙にも発生する可能性があります。もちろん、授業で配付される資料の中にも特別に使用が許可されているものや、先生方が著作権を保有しているものがあります。以下の注意を守って、著作権への配慮を習慣づけましょう。

「オンデマンド型」 授業

講義資料（動画を含む）、教科書等を提示し、
毎回の課題で十分な指導を行うもの。



ダウンロードした授業資料を、授業
の範囲を超えて、SNS等で共有したり
無断配布したりしないでください。



SNSでの共有や再配布については違法と
なる可能性があり、訴訟に発展する恐れ
があります。

「同時双方向型」 授業

Teamsなどのオンラインシステムを活用し、
インターネット上で対面授業を行うもの。



その授業を録音、録画してもよいか
どうかは、教員に確認をとってくだ
さい。



録音、録画したデータを教員に無断で受講
者以外に再配布することは禁止します。

レポートなどで、各著作物を引用したい場合は、引用ルールさえ満たしていれば問題なく活用することができます。著作権法第32条で定められた行為です。詳しくは、文化庁のHP「著作物が自由に使える場合」
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html)
また、本学のHPに掲載している「学部生のための研究倫理教育」
(https://www.tachibana-u.ac.jp/about/efforts/ethic/pdf/2019kyoiku_student.pdf) を参考にしてください。



京都橘大学の学生の皆さんへ

オンライン授業の配布資料（動画含む）などの著作権の尊重について

教務部長 平尾 毅

京都橘大学では、新型コロナウイルスへの対策として、現在、オンライン授業を実施しています。皆さんもすでに、「オンデマンド型」もしくは「同時双方向型」のオンライン授業を受講しているはずです。「オンデマンド型」とは、講義資料（動画を含む）、教科書等を提示し、毎回の課題で十分な指導を行うものを指します。「同時双方向型」とは、後述する Teams等のオンラインシステムを活用し、インターネット上で対面授業を行うものです。

「オンデマンド型」授業の場合、皆さんは Universal Passportにアップロードした授業資料をダウンロードすることになります。この授業資料について、授業の範囲を越えて、例えばSNS で共有したり、無断で再配布したりすることは、やめてください。授業で利用する資料のなかには、市販されている書籍の一部など、著作物として、著作権法により著作者の権利が保護されているものも含まれます。ただし、著作権法では、教育での利用など、著作者の権利をあえて制限する場合についても定められており、とくに今回の新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、著作権管理団体からも一定の配慮を行うことが表明されています。しかし、これはあくまでも授業内での利用に限られるものであり、2020年4月に施行された改正著作権法第35条においても、「著作者の利益を不当に害することとなる場合はこの限りでない」ことが定められています。よって、SNS での共有や再配布については違法となる可能性があり、訴訟等に発展する恐れもあります。

授業では、授業の目的を達成するために、受講生の皆さんがこれらの著作物を利用できるようにしていますが、そのことが直ちにこれらの著作物を著作権者に無断で再配布することなどを皆さんに認めているものではないことを十分に理解してください。

「同時双方向型」授業（Teams等のシステムを利用した授業）の場合、その授業を録音、録画してもよいかどうかは、教員に確認をとってください。また、録音、録画したデータを教員に無断で受講者以外に再配布することは禁止します。

また、レポートなどで、各著作物を引用したい場合は、引用ルールさえ満たしていれば問題なく活用することができます。著作権法 第 32 条で定められた行為です。詳しくは、文化庁の HP「著作物が自由に使える場合」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html)に、わかりやすく説明されています。また、本学の HP に掲載している「学部生のための研究倫理教育」(https://www.tachibana-u.ac.jp/about/efforts/ethic/pdf/2019kyoiku_student.pdf)も併せて参考にしてください。

大学での学修・研究を行う上で著作権について理解しておくことは非常に重要です。この機会に著作権に関する皆さんの理解が高まることを期待しています。

以上



3. 学生への注意喚起について

●しかし、教員側からも注意喚起があることが望ましい。

※授業に必要な複製や配信については、受講生同士での共有を妨げるものではないため、受講生間の学び合いを阻害しない範囲での注意喚起が望ましい。

内容

1. はじめに
2. 改正著作権法第35条のポイント
3. 学生への注意喚起について
4. **まとめ**

4. まとめ

●対面授業で問題ないことは、オンライン授業でも可能

- ・受講生の範囲に限定すること
 - ・必要の範囲に限定すること
- ⇒著作権者の利益を不当に害さないことがポイント

●学生への注意喚起は都度行う

●検討が続いている部分もある

- ・必要に応じて著作権者に確認することが無難
- ・第35条運用指針の今後の更新に留意
(法的拘束力はないけれど...)



ご清聴ありがとうございました。

京都橘大学
教育開発・学習支援室

